

○招集告示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第一号

平成二十四年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年一月二十七日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 藤 縄 善 朗

記

一期 日 平成二十四年二月三日（金）

二場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場

○会 期

平成二十四年二月三日 一日間

○ 応招・不応招議員

応招議員（八名）

一	番	栗	原	博	之	議員
二	番	飯	田	恵		議員
三	番	古	内	秀	宣	議員
四	番	齊	藤	芳	久	議員

五	番	小	澤	弘		議員
六	番	漆	畑	和	司	議員
七	番	大	山	茂		議員
八	番	高	田	克	彦	議員

不応招議員（なし）

平成二十四年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程(第一号) 平成二十四年二月三日

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 諸般の報告

日程第四 議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その

他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第五 議案第二号 平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団

水道事業会計補正予算(第二号)について

日程第六 議案第三号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団

水道事業会計予算について

日程第七 議案第四号 専決処分承認を定めることについて

(埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について)

日程第八 一般質問

日程第九 事務調査について

午前十時開会

出席議員（八名）

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
高田克彦	大山茂	漆畑和司	小澤弘	齊藤芳久	古内秀宣	飯田恵	栗原博之
議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者	企業長	副企業長	監査委員	事務局長	事務局長	事務局長
藤縄善朗	伊藤利栄	木村栄一	齊藤貴作	三田和雄	小林明彦	

事務局職員出席者

書記	書記	書記	浄水課長	施設課長	施設課長	給水課長	庶務課長	庶務課長	事務局長
波田敦也	新井広高	高篠保	田端安男	小川守	笠原裕	柿沼孝	太田広正	長山伸一	金子辰夫

◎開会及び開議の宣告

(午前十時)

○齊藤芳久議長 現在の出席議員は八名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成二十四年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会のあいさつ

○齊藤芳久議長 会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成二十四年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会をご案内申上げましたところ、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを御礼申し上げます。

平成二十三年度も残りわずかとなりましたが、この一年を振り返りますと、三月の東日本大震災、九月には台風が上陸し、各地に甚大な被害をもたらし、多くのとうとい命を奪ったことはまことに痛ましく、自然の猛威を目の当たりにした一年であったように思います。

一方、当企業団においては、福島第一原子力発電所の事故による計画停電の対応、水道水の放射能汚染の問題、いわき市への職

員の災害派遣等、震災による影響はあったものの、夏場には渇水もなく、おおむね順調に水道事業がなされたものと思えます。

これもひとえに、議員の皆様を初め、関係各位のご尽力のたまものと感謝申し上げます。今後におきましてもご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、本日提出されました議案は四件、一般質問は二名の議員さんからの通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程すべてが終了できますようお願いを申し上げます。あいさつといたします。



◎企業長のあいさつ

○齊藤芳久議長 企業長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成二十四年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を招集申上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに極めてご多忙の中ご出席を賜り、当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のため

ことにありがたく、厚く御礼申し上げます。

さて、平成二十三年度の水道事業の執行状況でございますが、二カ年の継続事業であります万年橋水管橋更新工事は、おおむね予定どおり推移しております。

また、そのほか各種事業もほぼ予定どおり終了する見込みでございます。これもひとえに議員各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

なお、今定例会にご提案申し上げました議案は、平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算を初め、四議案であります。内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかにご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎諸報告

○齊藤芳久議長 次に、今定例会に出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◎議事日程の報告

○齊藤芳久議長 書記をして本日の議事日程を朗読させます。
新井書記。

○新井広高書記 (議事日程朗読)

◎会議録署名議員の指名

○齊藤芳久議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十三条の規定により、議長において、

八番 高田克彦 議員

一番 栗原博之 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○齊藤芳久議長 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

たから、ご了承願います。

◎議案の朗読省略

○齊藤芳久議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思えます。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

◎諸般の報告

○齊藤芳久議長 日程第三、諸般の報告を行います。

監査委員から、定例監査の結果について及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきまし

◎議案第一号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第四、議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明をお願いいたします。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正等に伴い、関係条例の改正をいたしました。この案を提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第四、議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会

の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部

を改正する条例について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第二号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第五、議案第二号 平成二十三年度坂戸、鶴

ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第二号）についてを議題

といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 たいま議題となっており、議案第二号 平

成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第

二号）についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、当年度最終補正ということで、全

科目の事務事業につきまして執行状況を精査したものでございま

す。

補正予算第二条に定める収益的収入及び支出につきましては、

収入では営業収益の水道利用加入金や給水管等移設負担金などを

減額し、営業外収益では子ども手当支給に伴う補助金を減額した

ことにより、二千三百三十八万五千円の減額補正を行い、収入の

合計を三十一億二百八十二万三千円といたしました。

支出では、浄水場関係委託料の減額、検定満期量水器修繕費な

どの減少により、営業費用の執行残を減額し、また営業外費用で

は、消費税納税額を増額したことで、水道事業費用全体では四千

三百四十八万六千円の減額補正を行い、支出の合計を二十八億七

千三百六十二万五千円といたしました。

次に、補正予算第三条に定める資本的収入及び支出につきまし

ては、収入では工事負担金の減少などにより九千四十一万四千円

の減額補正を行い、収入の合計を七千六十万四千円といたしまし

た。

支出では、建設改良費につきまして、管網整備事業や区画整理地内の配水本管布設工事の執行残などにより三億一千八百六十万五千円の減額補正を行い、支出の合計を十億二千六百七十四万二千円といたしました。

その結果、収入が支出に対し不足する額九億五千六百十三万八千円につきましては、補正予算第三条に記載のとおり補てんすることといたしました。

また、債務負担行為については、当年度以降にわたって債務を負担する事項の承認をお願いするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山です。資本的収入及び支出に関して一点質疑いたします。

収入のほう、あるいは支出の件で、金額的に大きいものとして、区画整理関係のものがあるかと思えます。工事負担金のほうが平年に比べても大きいわけですが、区画整理関係の工事請負費、数字的には大きな減額となっております。区画整理事業が本市のほうの事業であります、その関係において区画整理の事業の進捗との関連もあるかと思えますが、この区画整理関係の収入及び支

出について、減額の大きな額となっているこの中身について、見込みと大きく違っているという点があれば、こういった事情によるものか、お伺いします。

○齊藤芳久議長 小川施設課主席主幹。

○小川 守施設課主席主幹 ただいま質問いただきました平成二十三年度の工事負担金についてであります。当初予算では工事負担金を区画整理事業の進捗に伴う費用の負担協定による区画整理関係配水本管布設負担金として坂戸市、鶴ヶ島市の六区画整理事業により、口径七十五から二百五十ミリの布設延長二千七百七十六メートルで六千三百二十四万七千円を当初予算といたしました。

また、坂戸市と東日本高速道路株式会社が行う坂戸スマートインターチェンジ設置に伴う高速道路の幅員が広がることによる障害となる配水本管口径二百ミリ、布設延長五百メートルの工事と、その工事に伴い不要となる既存配水管の撤去工事を含めて行う予定でした移設工事負担金で五千二百八万九千円、下水道の事業の推進に伴い障害となる上広谷地区以下、その他四件で口径百から二百、移設延長三百メートルの配水本管移設工事負担金で三千二百六十三万七千円、一部費用負担金三百二十九万円を含めまして、当初一億五千三百三十六万三千円を見込みました。

執行予定額は、区画整理関係では当初予定事業箇所の変更に伴い、布設延長が七百八十四メートル縮小し、千三百九十二メートルになることから、費用負担予定額が三千三百九十六万二千円

となり、二千九百二十八万五千円の減額を予定しました。

この結果から区画整理関係では、この金額を減額したという経過になっています。

以上です。

○齊藤芳久議長 ほかに。

八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田です。

ページでは二十一ページ、一番最後ですね。放射能測定装置四百七十二万五千円執行したいということであります。この内容について、それから納期について、あわせてお尋ねしたいと思いません。

○齊藤芳久議長 田端浄水課長。

○田端安男浄水課長 高田議員の質疑についてお答えいたします。

購入機種はシンチレーションスペクトロメーターでございます。機種の納入については、早急に手続をいたしまして、納期を四月末として発注したいと考えております。在庫がある場合には、早急の納期を依頼をいたします。

機種の説明といたしましては、国内メーカーで最高水準のシンチレーションスペクトロメーターであり、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、137の三核種の同時分析が可能で核種ともに検出限界五ベクレルの性能であります。なお、現在企業団が保有しているシンチレーション式サーベイメーターは、簡易測

定器でありまして、核種分析が不可能であるため、放射性ヨウ素131の仮定数字において五十ベクレルの測定が可能でありません。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 まず、納期の関係ですが、なかなかこうした測定器は入手が困難で、六カ月もかかってしまうような例もあつてはいるわけなのですが、こういう関係、予算上の関係からいきますと、繰越明許を設定しておいたほうがいいのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

それから、この性能の問題です。これは、この後の一般質問にもかかわることなのですが、この四月の一日から今まで二百ベクレルであつたものが、飲料水ですね、放射能測定は二百ベクレルであつたものが十ベクレルになるのですね。これは非常に意味では水道水の安全性を高めるという意味では結構な話であります。この四百何十万も払って十ベクレルまでしかはかれない。十ベクレルということは、十一ベクレル、十二ベクレルまでははかれると。しかし、九、八、七とかという、そういうものははかれないと、こういう装置でよろしいのかどうかですね、お尋ねしておきたいと思えます。

○齊藤芳久議長 金子事務局次長。

○金子辰夫事務局次長 お答えいたします。

まず、納期の問題でございますが、メーカーのほうでは、おおむね一月ということでございます。したがって、もしこれでこの議会で議決をいただければ、早速購入の手続に入りたいと思っております。ただ、先ほど高田議員さんがおっしゃいますように、確実な納期というものは年度内で執行するには担保されないといけないものですから、水道事業会計の場合、公営企業の場合には建設改良費の繰り越しということの予算措置ができませんので、場合によりましたらその建設改良費の繰り越しということで措置をしていきたいというふうに考えております。

それと、この機械についてなのですが、厚生労働省のほうも今の十ベクレルというのが、これはほかの食品も含めて厚生労働省案がこの間、先日示されました。これ、十二月だったのですが、それで一応水道水につきましては、今パブリックコメント、いろいろな水道事業体あるいはその関係機関のほうからパブリックコメントを求めている最中なのですが、大体計測、本当の計測でいえばおおむね五分の一、目標値である五分の一を測定するのが望ましいということとされております。ただ、そのかわりに、一月に一回程度の測定でもいいということになっておりまして、その目標値が三カ月間連続して検出されない場合は、三カ月に一度その分析をすればいいというふうな形になってはいるのですが、ご存じのように他の食品でしたら、超えた場合ストップ、出荷をストップということもかけられるのですが、水の場合はもう代替品が

ございません。したがって、やはり日ごろのスクリーニングといえますか、例えば週に一回以上、少なくとも週に一回以上の測定を行う必要があるのではないかと。特に坂戸、鶴ヶ島水道企業団の水は、大体一日に一回入れかわっておりますので、例えばお客様から測定結果を聞かれたときに、一カ月前あるいは三カ月前のやはりそのデータを示すというわけにはいかないだろうと。大体日ごろの測定というものが非常に重要になっているということを考えております。

これにつきましては、私どもも一月十一日の日に厚生労働省の立入検査があつたときに、意見交換の場で申し上げました。やはり水道というのは、不断のサービスであるということで、他のものと違ひまして何カ月も前のデータで管理するというのはいかなものかということ、意見として申し上げます。したがって、今回メーカー保証として、五ベクレルまでは測定はできるといふことになっておりますので、スクリーニングとしては十分それで対応できるのではないかとというふうに考えて、この機械の購入を予算措置として計上させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 水道企業会計上、三月いっぱいに入らなくても問題はないということであれば、それ以上私もあれすること

はないのですが、普通の地方自治体における会計でいきますと、そういうあらかじめ議決しておかないと違法になるということであります。ぜひその辺を確認しながらお願いしたいと思えます。

それから、その四百何十万というのは、シンチレーションメーター、データというのですかね、これの測定で、核種、セシウム134とか137、ヨウ素ばかりではなくて、そこまではかれるのだということでありますが、厚生労働省のマニュアルなんかを見ますと、シンチレーションメーターのほうはヨウ素の測定が中心だと、他の核種についてははかれないというようなことが明言されているわけなのです。この中で簡易のものというのは十万元左右で簡易測定器買えるわけなのですが、四百何十万もかけるとそういう核種まではかれて、しかも五ベクレルまではかれると、大丈夫なのだということなのですが、もう一度その辺について確認したいと思えます。

○齊藤芳久議長 金子事務局次長。

○金子辰夫事務局次長 お答えいたします。

現在の、昨年の十月に厚生労働省のほうから測定に関するマニュアルが出ました。それについては、この今回購入する予定のスペクトロメーターについても測定機器として使えるというふうな認定といえますか、ゲルマニウム半導体検出器と同じ区分に入っております。ただ、四月一日から適用する予定、恐らくはこれ十ベクレルというのは変わらないと思えます。これにつきましては、

どこまでのレベルにはかるかというのは、恐らくここについてはパブリックコメント等を勘案して、最終的には決定されるものと思っております。

なお、新しい厚生省案では、ヨウ素につきましては対象外とされておりまして。したがって、十ベクレルというのはセシウム134並びにセシウム137の合計で一リットル当たり十ベクレルと。そのスクリーニングではなくて、検出レベルですね、それにつきましてはセシウム134、セシウム137それぞれについて一ベクレル以上というのが今のところ厚生労働省案でございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 三回目ですから、四回目、済みません、ちよつと重要な問題で要望も含めて。

先ほどは金子次長は五ベクレルまではかれると、こうおっしゃったのです。今は一ベクレルと。ヨウ素がもう半減期はとうに過ぎていきますから、ヨウ素の測定は必要ないというのは、これはわかります。けれども、セシウム134、137については、これの測定精度というのは、これだけ高いものを買うわけですから、十二分に検証して、場合によってはその執行を見合わせることも含めてよく研究していただきたいと、このことを要望して終わります。

○齊藤芳久議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第五、議案第二号 平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島

水道企業団水道事業会計補正予算（第二号）についてを採決いた

します。

本案は原案のとおり決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第三号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第六、議案第三号 平成二十四年度坂戸、鶴

ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第三号 平

成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について

の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、予算第二条に定める業務予定量につきましては、給水

人口を前年度比六百人減の十六万九千五百人、年間配水量を千九

百八十一万七千六百三立方メートルと決めました。

主な建設事業といたしましては、二カ年の継続事業としての坂

戸浄水場及び若葉台取水継ポンプ場電機計装設備改修工事のほ

か、管網整備事業や区画整理事業に伴う配水本管布設工事を引き

続き実施することといたしました。

次に、予算第三条に定める収益的収入及び支出につきましては、

収入では水道事業収益の総額で三十一億六百五十四万五千円とい

たしました。

また、支出では、各費用とも経常経費を計上し、水道事業費用

の総額を二十八億四千三百五十五万八千円といたしました。

予算第四条に定める資本的収入及び支出では、収入といたしま

しては国庫補助金及び工事負担金等で一億二千九百三十九万九千

円を見込んでおります。

また、支出では水源施設改修工事、配水本管布設工事及び鶴ヶ

島浄水場第一P C配水池耐震化工事等、二十二億一千三百七十四

万一千円を計上し、不足する額二十億八千四百三十四万二千円につきましては、予算第四条に記載のとおり補てんすることといたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山です。

二十四年度の予算に関して、給水人口はほぼ横ばいであるにもかかわらず、水道使用水量、その一人当たりについては減るといふふうな見込みであるとお伺いしておりますが、この水道使用、一人当たりの使用水量の減について、既に見込んでいるということですが、その要因はどのようにとらえているのでしょうか、お伺いします。

○齊藤芳久議長 柿沼給水課長。

○柿沼 孝給水課長 使用水量の減少の要因についてお答えいたします。

利用者の生活様式の変化とともに、節水型給水装置等の普及によって需要の伸びが抑えられる傾向にあると思います。今後、一人当たりの水需要が頭打ちとなり、人口も減少するとなれば、減少の推移を示すものと考えられます。

なお、参考までに、過去五年間の一人一日当たりの給水量を比

較しますと、平成十八年度三百一十一リットル、平成十九年度三百一十リットル、平成二十年度三百六リットル、平成二十一年度三百四リットル、平成二十二年度につきましては、夏場記録的な猛暑により、三百五リットルとふえましたが、平成二十三年、ことし十二月時点で、前年度同期と比較しますと二十六万七千七百七十六立方メートルの減少となっております。特に今年度は、昨年の東日本震災以降、節電対策とともに節水意識の高まりから、一般用、営業用、工場用の減少にあらわれたものと考えられます。このような現状を踏まえ、平成二十四年度につきましては、三百一リットル見込んだわけでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田です。

やはり企業長にお尋ねしておかなければならないわけですが、水道料金の引き下げの問題について、平成二十四年度の予算を組んでいく過程で、積極的な表明があつてしかるべきではないかと、このように私は思うのですが、いかがでしょうか。

○齊藤芳久議長 藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 今、二十四年度の実績も踏まえて、複数年度で経過把握した上で水道料金体系等について検討に入りたいというふうに思っています。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 平成二十二、二十三と三・〇二%ですか、引き下げて、そして二十四年度に入ってこようとしているわけですね。こうした経営内容から見ていって、三・〇二%というのは、私から言わせれば余りにも低過ぎたと。今回のこの例えば、先ほども説明がありましたけれども、販売価格が平成二十四年度で百五十四円〇一銭と、平成二十三年度は百五十三円七十八銭ですね、この間給水原価が下がっていると、こういうことからいって、その再引き下げの可能性をかなりもつと企業団会計は持っていると思うのですが、改めてお尋ねしておきたいと思えます。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

先ほどの給水原価が下がっているということですが、先般、平成二十二年度決算が終わりまして、その後これが中期経営計画との実績の比較表ということで、議員の皆様には資料をお配りしたところでございます。

その中で、確かに平成二十二年度の給水原価、これは百四十円二十三銭と、中期経営計画では百四十六円〇四銭、差し引きいたしますと五円八十一銭の減ということになっておりますが、これは平成二十二年度だけの給水原価でございまして、対する中期経営計画で申しますと、すべての五年間の間の給水原価を示しまして、その給水原価に見合う建設改良工事とか、その他の事業、これらをいたしております。

したがって、一年、二年の結果だけで見ては、どちらの方向に行くのか、まだわかっておりません。また、議会の中でも答弁をいたしておりますが、中期経営計画等は三年から五年、これの間に見直しをしますと、その中で総括原価をまた出しまして、その後の料金体系というものを決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもつて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

最初に、本案に対する反対討論の発言を許します。八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田克彦です。議案第三号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団会計予算について、反対の立場から討論します。

反対の理由は、平成二十四年度予算において、坂戸、鶴ヶ島水道企業団会計財務指標から料金引き下げを提起できる内容なのに、それをしていないということであります。平成二十四年度は、三・〇二%という低い引き下げから三年目になります。この引き下げが坂戸、鶴ヶ島水道企業団財務会計にどのような影響を与え

たか注視したところでありませぬ。

ことし一月、中期経営計画と平成二十二年度事業実績報告が配付されました。それを見ますと、純利益比較で一億七千六百万円も計画に対して上回っています。現金預金では五億二千万円計画より積み上げております。そうした結果、給水原価は有収水量一立方メートル当たり百四十円二十三銭で、計画に対して五円八十一銭も低くなったものであります。この報告では、「単年度で算出した給水原価と五年間を算定期間として算出した中期経営計画の給水原価を同様に比較することは適切ではありません」と二カ所にわたって弁明しておりますが、では平成二十三年度、二十四年度でどうなるか、料金引き下げ論議のとき、私は坂戸、鶴ヶ島水道企業団は十六年間で水道料金を据え置いてきた結果、労働生産性が悪い中、借金は無いし、国債を買うほど現金預金をしこたま持ち、利益を上げ続けていると指摘しました。県下でも一、二を争う体力のある企業団であります。平成二十二年の三・〇二%の水道料金引き下げがいかにかわらずかであったか、藤縄企業長は真摯に企業団財務から再引き下げを表明すべきであります。

次に、反対理由としてではありませんが、昨年も三・一一東日本大震災により、特に放射能汚染で坂戸市民も鶴ヶ島市民も最悪を深刻に受けました。水道水の安全は何としても確保していかなくてはなりません。ことしの四月から飲料水の放射性セシウムの基準値の見直しがなされる予定であります。今まで二百ベクレル

が二十分の一の十ベクレルになります。これなら市民が安心だと思える施策展開、場合によっては補正予算をも視野に置いて善処されることを望み、討論といたします。

○齊藤芳久議長 次に、賛成討論の発言を許します。

六番、漆畑和司議員。

○六番 漆畑和司議員 六番、漆畑和司でございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議案第三号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、平成二十四年度の業務予定量ですが、前年度に比べ、年平均の給水人口は六百人減少となり、一人一日の平均有収水量は三百一リットルと三リットルの減となります。年間有収水量については、前年度がうるう年であったこともあり、三十万三千八百八十八立方メートルと減少しております。一方、年間配水量は有収率の向上等により三十二万三千二百八十六立方メートルの減少となっております。これらは、水需要構造の変化、また昨今の社会経済情勢から水需要の増加が期待できない現状を踏まえて編成されたものと理解するところであります。

業務予定量に基づき計上された業務費は、水道事業を経営する上で欠かすことのできない内容であると理解しているところであります。また、継続的に漏水調査を実施することにより、有収率、有効率の向上を図るなど、健全経営に向けた努力についても評価

できるものであります。

建設事業関係では、「中期経営計画」に基づく継続事業として坂戸浄水場及び若葉台取水中継ポンプ場電機計装設備改修工事を初め、管網整備事業や区画整理事業に伴う配水本管布設工事を引き続き実施することなど、水の安定供給を続けていく上で必要不可欠な事業の推進が図られているものと推察されます。

今後、「地域水道ビジョン」及び「基本計画」に基づく水道施設の更新や耐震対策等を実施する上で財源の確保は必須であり、給水収益が伸び悩む中、補てん財源としての内部留保資金の重要性を認識した合理的な予算編成であると認めるところです。平成二十四年度においても、水道事業の使命であります安全で安心な水を坂戸市、鶴ヶ島市の両市民に安定供給することを第一の目的とし、また企業として将来にわたり適正かつ効率的な事業経営を發揮するよう一層の努力を望み、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○齊藤芳久議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第六、議案第三号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めま

す。

〔起立多数〕

○齊藤芳久議長 起立多数であります。

したがって、議案第三号は原案のとおり可決されました。



◎議案第四号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第七、議案第四号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第四号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部変更に伴い、緊急に議決する必要性が生じたため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更を平成二十三年九月一日に専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により、その承認をお願いするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い

い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第七、議案第四号 専決処分の承認を求めること

についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎一般質問

○齊藤芳久議長 日程第八、一般質問を行います。

通告者は二名であります。順次発言を許します。

七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山です。通告に従いまして、一般質問を行います。

先般、「中期経営計画」と「平成二十二年度事業実績報告」が示されました。これに示してあります料金体系の見直しということを中心にお伺いをいたします。

まず、この報告書の七ページの「おわりに」のこの中で、「当年度純利益は計画を上回る結果となった」とあります。その冊子の中にその経緯がさまざま書いてあるわけですが、改めてこの純利益が計画を上回る結果となるに至った経緯及び詳細を説明いただきたいと思ひます。

その同じ「おわりに」の中の最後のほうに、「必要に応じて料金体系の見直し作業を定期的実施していく予定」とありますが、それまでのその報告全体からすれば、それは見直すということは値下げを指すと思われませんが、これは値下げについてはそのような条件が整えば速やかに行っていくべきであると思ひますが、この点についてのお考えをお伺ひします。

以上、二点お伺ひします。

○齊藤芳久議長 齊藤事務局長。

○齊藤眞作事務局長 大山議員さんの一般質問に順次お答えをいたします。

初めに、質問の要旨にあります当年度純利益が計画を上回った経緯についてお答えをいたします。平成二十二年度の事業実績に

おける純利益は、昨年八月定例会においてご認定をいただきまし
た平成二十二年度決算書から二億八千四百九十二万六千三百七十
円でございます。これに対しまして、中期経営計画の平成二十二
年度の予定でございますが、一億八千六百九十九万九千九百九十
三円でございます。差し引きいたしますと、一億七千六百二十五万
六千五百七十七円の増でございます。

まず、水道事業収益でございますが、平成二十二年度実績二十
九億七千六百八十六万九千八百二十二円、これに対しまして中期
経営計画では三十億一千百四十四万六千七百九十三円を予定して
おりました。三千四百二十七万六千九百七十一円、二十二年度実績
の減でございます。

水道事業収益の大部分を占めます給水収益でございますけれど
も、水需要の低迷から一人一日平均有収水量が三百五リットル、
給水人口は十六万九千五百四十三人となり、二十七億七千八百五
十八万四千五百三円でございます。これに対しまして中期経営
計画では、一人一日平均有収水量三百十リットル、給水人口は十
六万九千九百八十人と設定したことから、二十八億七百二十六万
一千七百九十三円を予定しておりましたので、二千八百六十七万
七千二百九十円の減でございます。

一方、水道事業費用の平成二十二年度実績は二十六億九千九百
九十四万三千四百五十二円、これに対しまして中期経営計画では二
十九億二千四百七十七万七千円を予定しておりましたので、二億一千

五十三万三千五百四十八円の減でございます。

水道事業費用の大部分を占めます営業費用は、実績で二十六億
八千八百八十四万八千二百四十四円、これに対しまして中期経営計画
では二十八億九千七百四十八万円を予定しておりますので、二億一千
五百五十六万一千九百七十六円の減でございます。

減額の主な要因でございますけれども、浄水場施設の維持管理
業務委託、量水器の検定満期交換委託、また水源施設、浄水施設
及び管路を含めました配水施設などの維持管理に要する修繕工事
など事業執行の結果による執行残が減額の主な要因となっております。
ます。

以上のとおり、水道事業収益、水道事業費用ともに中期経営計
画に比べまして減額となりましたので、水道事業収益の減額分が
三千四百二十七万六千九百七十一円に比べまして、水道事業費用
の減額分二億一千五十三万三千五百四十八円が大きく影響した結
果、純利益が一億七千六百二十五万六千五百七十七円上回る結果
となったものでございます。

次に、料金体系の見直し作業を早くやっていくべきではないか
ということにつきましてお答えをいたします。初めに、この中期
経営計画は水道ビジョンの目的達成に向けました水道事業基本計
画に基づきまして、より具体的な実施設計計画といたしまして平
成二十二年度から五年間を計画年次としたものでございます。さ
らに、中期経営計画を策定するに当たりまして、計画期間五年間

における総括原価から給水原価を算出するとともに、料金体系を見直した結果、平均で三・〇二%値下げする新料金体系を平成二十二年から実施したところでございます。

今回、お示しいたしました中期経営計画と平成二十二年事業実績報告は、中期経営計画の平成二十二年分と平成二十二年事業実績を比較したものでございます。これら基本計画並びに中期経営計画推進には財源の確保が重要な課題となっております。しかしながら、営業活動の結果によって生じた純利益でございますけれども、こうした財源の一つといたしまして内部留保されました今後における建設改良費の補てん財源として充てるものでございます。

また、料金算定は一定期間の水道水の供給に要する営業費用と施設を維持向上していくための資本費用を加えた総括原価に相当する料金総収入、これが等しいものとして算定をいたします。したがって、単年度の実績だけで料金算定を行うのは適切ではないと考えております。料金体系の見直し作業につきましては、前回の議会でもお示しいたしておりますけれども、この中期計画を三年から五年をめどに見直しを行いまして、その都度総括原価を精査し必要に応じて料金体系の見直しを図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 それでは、お答えいただきましたが、再質問をさせていただきます。

この現時点で金額的に純利益が出る中では執行残、諸事業の執行残などがあつたというふうなところから、結果的に純利益の増につながつているということに関してですが、これはいわゆる水道事業として必要なこと、この事業の進捗にあわせて必要な事業について執行残を、金額を残すというよりも十分な執行をしているというふうな、そういうことをこの議会の立場からすればその点については水道事業、十分にできるようなそういった方策で進めていっていただきたいということを求めます。

それと同時に、単年度でこの本来求めているところである値下げを速やかに行うことによってほしいということを端的に言えば、単年度ですぐに値下げをするということは無理ではないと、そのようなお話ですが、市民の生活状況、とりわけ今高齢者だけの世帯、つまり基本的には年金に頼るそういう生活の世帯がふえているという中で、年金暮らしで働きに行っていない、働きに行っていないからこ家庭で水を多く使用するという、そういうことでは当然考えられるわけです。そういったことからすれば、年金暮らしやあるいは働きたくても働けない、そういった無収入のような状況の人ほど、水については家庭生活の中では多く使っていくというような傾向があるかと思えます。

そういった点で見れば、低所得やあるいは年金暮らしの人たち

に対しては、水道料金ですね、わずかな額が、水道料金は生活全体の比率からしてわずかという見方もできなくはないわけですが、先ほどから繰り返し返しておりますように、年金暮らしの方やあるいは仕事がない、そういった無収入の方にとっては、この水道料金というのは極力下げてほしいという願いが強いわけですが、そういった意味では、三・〇二%の値下げをしたわけですが、けれども、これについては現在の市民の生活状況、生活実態からすれば、単年度、ことでも速やかに下げられるものは下げていく、そのようなことが望ましいかと思われませんが、その生活実態との関連での所見を再質問いたします。

○齊藤芳久議長 齊藤事務局長。

○齊藤貴作事務局長 お答えいたします。

見直しの作業の件でございますけれども、今後における中期計画と料金体系につきましては、中期計画の進捗状況、先ほど補正予算あるいは新年度予算ご審議いただきましたまま、やはり計画どおりにしていないところも一部はございます。震災の影響で前倒しにしている事業もございます。そういう状況もございまして、計画の進捗状況では改定した料金の体系、これは料金の体系と申しますのは、やはり各事業体によって料金の体系は違ってまいります。そういうものの効果、また水需要、これは先ほど一人一日平均有収水量、これが減っているということでございます。これらを注視しながら、こうした検証作業を最低でも二回はしてみたい

という考えは持っております。それら結果を踏まえまして、将来の三年あるいは五年を計画とした新たな中期計画、これを策定する中で料金の見直しを進めてまいりたいと、このように思っております。

それと、先ほど年金の人たちというお話がございましたけれども、やはり総括原価主義で料金の見直しを行ってまいります。料金総括原価というのは、水道料金全体で回収をしていかなければなりません。どういう部門のところかというところ、置かかといううなものが、料金の体系になるかと思えます。その辺につきましては、今後進める中でいろいろとご意見をいただきながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 次に、八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田克彦であります。ただいまから一般質問を行います。一点であります。

水道水の放射能測定値データは信憑性があるかと題したものであります。要旨としては、二〇一一年三月十一日の東京電力福島原子力発電所の放射能をまき散らす過酷事故は、国民に大きな衝撃を与え続け、国・東京電力の責任は重大であります。空気中の放射線量や飲料水、食品の放射線物質への心配は、いまだに続いています。飲料水について坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、万全の対応をしなければなりません。

水道水の八〇％を占める県水は、県の調査で吉見浄水場及び浄水処理を行う前の河川水ともに不検出とのことで一安心しているところですが、爆発時点で八百兆ベクレルという放射性物質が飛散し、利根川水系はホットスポット地域でもあり、本当に大丈夫なのかという市民の声も強くあります。坂戸、鶴ヶ島水道企業団でも独自に調査をしています。その結果、当初基準値以下の放射性ヨウ素が検出されたものの、今日まで不検出であります。

質問の一、検査方法は全県、全国同じ方法か。

二、放射性測定検査器の当初の保有状況とその後の経過について。

三、今後の検査体制について。

以上であります。

○齊藤芳久議長 齊藤事務局長。

○齊藤貴作事務局長 高田議員さんの一般質問に順次お答えをいたします。

ご質問の水道水の放射能測定データは信憑性があるかの一についてお答えをいたします。厚生労働省では、水道水中の放射性物質、大気中の放射性物質等の検査結果や東京電力福島第一原子力発電所からの距離等を参考に、福島県、宮城県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県を水道における重点モニタリング対象地域として検査を実施するよう指導しております。

検査方法でございますが、水道水等の放射能測定マニュアルによりまして、ゲルマニウム半導体検出器を用いる放射能測定法、シンチレーションスペクトロメーターによる放射能測定法、及びシンチレーション式サーベイメーターによるスクリーニング法が示されており、検査方法の選択は各事業体にゆだねられております。

なお、スクリーニング法を用いた場合、汚染が確認された時点でゲルマニウム半導体検出器を用いる放射能測定法またはシンチレーションスペクトロメーターによる放射能測定法で精密分析を行うこととなっております。

重点モニタリング対象区域以外につきましては、自主的な検査となり、検査頻度及び方法等は特に示されておりません。

企業団での自己検査、シンチレーション式サーベイメーターによるスクリーニング法及び委託によるゲルマニウム半導体検出器を用いる放射能測定法は、水道水等の放射能測定マニュアルで示されている検査方法であります。検査に当たりましては、マニュアルに従って実施しており、信頼性は十分確保されていると認識しております。

続きまして、二についてお答えいたします。東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、関東地方では放射性物質が三月二十二日から三月二十三日付近で最も高い濃度が検出されました。企業団では、三月二十三日から委託検査を定期的に始めると

ともに、シンチレーション式サーベイメーターを六月一日に一台購入し、購入後から十月三十一日まで坂戸浄水場、鶴ヶ島浄水場、多和目配水場の出口水及び自己水の検査を勤務日に職員が実施しております。

十月に厚生労働省から水道水等の放射能測定マニュアルが通知されました、地下水について一カ月に一回以上の検査頻度が示されましたが、企業団では安全管理のため職員による検査を一週間一回実施しております。また、県水の検査結果を注視するとともに、委託検査につきましても一カ月に一回継続しております。

検査結果につきましては、平成二十三年三月二十五日の委託検査における放射性ヨウ素が検出されたのを最後に、自己検査、委託検査ともに放射性物質は検出されておられません。

次に、三についてお答えいたします。厚生労働省では、現在水道水中の放射性物質に係る指標値を放射性ヨウ素三百ベクレル、乳児の摂取は百ベクレル、及び放射性セシウム二百ベクレルと定め、管理体制強化の指導をしております。昨年六月以降、水道水の重点モニタリング対象地域においても十ベクレルを超える放射性物質は検出されていないため、厚生労働省では平成二十四年四月以降の長期的な状況に対応する新たな目標値、放射性セシウムを十ベクレルとするとともに、半減期が短く、平成二十三年七月十五日以降、食品からの検出がない放射性ヨウ素を規制の対象としない見直し案を発表いたしました。

企業団では新たな目標値に対応できる検査を実施するため、先ほどご議決をいただきました平成二十三年度水道事業会計補正予算に計上いたしました放射能測定装置、シンチレーションスペクトロメーターの購入について早急に手続を開始いたしました。平成二十四年度当初には新たな目標値に対応してまいりたいと考えております。

また、今回の見直し案では、検査頻度を最長三カ月に一回に減ずることができるとされておりますが、企業団では一週間に一回の検査を継続し、引き続き水道水の安全管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 この検査方法は全県、全国同じ方法かという問いに対して、各自治体でその選択制になっているのだというお答えでありました。

この私が入れているのは、平成十四年の三月に緊急時における食品の放射能測定マニュアルというのが、当時は厚生省ですかね、出されております。これでいきますと、これは原子力発電所の重大事故あるいはテロによる攻撃、サイバー攻撃というのですか、そういう不測の事態が起きたときに対応するやり方なのだというのであります。先ほどもちよつと言いましたが、このマニュアルでいきますと、ヨウ素についてははかれるけれども、

ほかの核種についてはシンチレーターでは測定できないというふうになっております。そうしますと、三月の二十三日から測定し出した当企業団のやり方、六月の一日までは検査に出して、そしてゲルマニウム測定をした、こういうことだから大丈夫だと言うのですが、では六月一日以降、シンチレーションメーターではかっているけれども、大丈夫だったのかと、こういう疑問が当然出てくるわけです。この点について再度お尋ねします。

それから、二番のことはいいとして、今後の検査体制について。先ほども論議しましたけれども、どのような、今度その十ベクレル、私が聞いているのは今度買おうとしている測定器は十ベクレルまで測定できると。先ほどは五ベクレルまでとかという話もありましたけれども、そういうことで大丈夫なのかという疑問が出てくるわけですね。そのゲルマニウム半導体による測定というのは、非常に高いもので、とても買えない。検査機関に出していくと。そうしますと、この辺は検査機関に委託をしていくということが中心な今後の検査体制になるのかどうか、改めてお尋ねしておきたいと思えます。

○齊藤芳久議長 金子事務局長。

○金子辰夫事務局長 お答えいたします。

ちよつと順序逆になりますが、今後の検査体制ということでございます。現在の測定方法については、平成二十三年の十月に水道水等の放射能測定マニュアルというのが厚生労働省の健康局水

道課から出されております。これにつきましては、まだ放射性ヨウ素については三百ベクレル、乳児の摂取は百ベクレル、セシウムについては二百ベクレルというふうになっております。

まず、はかり方として、シンチレーションサーベイメーターにおいて、まずスクリーニングをいたします。これは定性分析、いわゆるその百を超えているか超えていないかというのを五十ベクレルのレベルにまで測定して百を超えているか超えていないかを判断いたします。

五十ベクレルを超えているということが確認された場合、ゲルマニウム半導体分析器によって精密分析を行うというふうにされております。現在私どもがそれに従ってやっております。ただ頻度につきましては、これが決められた数よりも以上に行っておるところでございます。

今後の検査体制につきましてでございます。これは先ほど局長のほうから申し上げましたが、今、厚生労働省案ということで十ベクレルを目標とするというふうにされております。これには基本的に一月に一回ゲルマニウム半導体分析器で測定してまいります。ただ、やはり水道水につきましては、常にお客様に提供している、一日に一回水が入れかわっているということで、新しい見直し案についてはスクリーニングというものが今回外されておりますが、ただ水道の場合そのスクリーニングのよさというのがすぐ測定結果が出る、そういう利点があります。ゲルマニウム分

析器については、確かに非常に詳細な分析ができますが、やはり委託になりますと三日、四日かかります。その間に何回も水が入れかわっているという状況でございますので、不断のサービスが求められる水道水については、他の食品と違って月に一回やればいいというものでもないと考えております。

ですから、もちろん月に一回ないしは三カ月に一回ということになるのでは、そのゲルマニウム半導体分析器による測定については委託によりやっておりますが、ふだんの水道水の品質管理ということでは、これもやはり十ベクレルまず超えているか超えていないかという、その指標値を超えているか超えていないかという判断、少なくとも一週間に一回以上のやはり測定が必要だろうということ、今回ベクレル分析器を補正予算に計上させていただいたということでございます。

いずれにしてもそのスクリーニングとそのゲルマニウム半導体分析器を使つてのより精密な分析については、同時並行といひますか、その二つの方法はとつていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 田端浄水課長。

○田端安男浄水課長 それでは、これより機械のご説明をいたします。

現在企業団で所有しているシンチレーション式サーベイメータ

ー、これ簡易測定器でございます。先ほど高田議員が平成十四年、多分これ文部科学省のデータだと思えますが、これにつきましてはシンチレーション式サーベイメータ、今度企業団で買う機種につきましてはシンチレーションスペクトロメータ、非常に機器的には同じようなものですが、性能的に非常に高度になっております。スペクトロメータにつきましては、ヨウ素131、セシウム134及び137、おのおの五ベクレルの検出ができます。ということで、先ほどセシウム十ベクレルというのは、この両方で十ベクレルはかれると、それと134と137のおの別々に五ベクレルずつはかれるということ、そういう高精度な機械となつておりますので、先ほど金子次長からご説明あつたように、十分スクリーニングレベルとしては非常に水の安全を保障できるものだと思っております。

以上です。

○齊藤芳久議長 高田議員。

○八番 高田克彦議員 最後になりますけれども、三月の二十三日から水道企業団検査体制に入つて、ゲルマニウム半導体による委託で検査をしてきたと。その六月の一日以降はシンチレーションサーベイメータというのですか、それでやってきたと。

そうしますと、その間の例えば今度新しい機械が四月の一日から稼働したと仮定した場合、この間の信憑性というのは大丈夫なのかという、何週間に一回かは委託でより精密検査をしているか

ら大丈夫だということなのですが、私たちも厚生労働省が二百ベクレルから一挙に二十分の一に十ベクレルという、これになったということは、本来これは年間体内に取り込むことのできる規定値、これを下げるためにそういうことになるわけなのですけれども、今までは二十ベクレル、五十ベクレル、こういう水を飲んできたのかと、こういうふうになってしまいうわけですね。その辺の心配は市民の中にあるわけですから、当然今度のこの十ベクレル規定値ということになれば、そういう問題が大きく浮上してくると思うのです。その辺も含めて最後にお尋ねして、終わりたいと思います。

○齊藤芳久議長 金子事務局次長。

○金子辰夫事務局次長 お答えいたします。

まず、現在の放射性ヨウ素で三百、乳児が百ベクレルということとでございますが、この指標値は緊急時における指標値ということとでございます。それに対しまして、四月一日から適用される予定、恐らく適用されると思えますが、それにつきましては、長期的な規制、摂取ということを考えております。水道水については、ほかの水質基準においても同じなのですが、生涯の摂取でどういう影響があるかということで評価しております。恐らくWHOでもそのようなのですが、七十年間だったでしょうか、摂取したときに人体にどういふ影響が出るかということで、その飲料水の水質ガイドラインが決められております。ですから、その辺こういう生

涯にわたるリスクというのを考えて安全の基準を考えているというのには、余りないのですが、特に水道水についてはそういうふうな考えでおります。

四月一日まではどうするのかということでございますが、今の測定方法では、その厚生労働省のマニュアルでは、一週間に一度でしょうか、地下水については一カ月に一回以上ということで、一週間に一回というのは表流水ですね。河川水であるとか湖沼水であるとか、それを原水とする水については一週間に一回以上というふうになっております。坂戸、鶴ヶ島の水は、県水八〇%を占めておりまして、もとは表流水ですので、吉見浄水場では今日毎日ですね、毎日ゲルマニウム半導体分析器による測定を行っておりますので、心配なさらなくて結構だと思います。

また、ろ過水につきまして、私どもは自己水は地下水ですので、地下水についてはまず考えられない。セシウムについては、泥のような懸濁物質の中に含まれておりますので、地下水への影響というのはまず考えられないというふうに考えております。逆に地下水が汚染されるということは、多分計画避難区域ないしその避難するような状況になっているだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

◇

◎事務調査について

○齊藤芳久議長 日程第九、事務調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は閉会中の調査といたしたいと思います。したが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よつて、本件は閉会中の事務調査と決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

(午前十一時二十五分)

○齊藤芳久議長 以上で今定例会の議事はすべて終了いたしました。た。

これをもちまして、平成二十四年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○齊藤芳久議長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

す。

本日は、早朝より出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団定例会が開催され、提出されました議案につきましては、慎重ご審議いただき、円滑のうちに日程すべてを終了することができました。心より御礼を申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変お忙しい時期を迎えますが、議員各位を初めご参会の皆様には、健康に十分留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力をいただきますことをお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

◇

◎企業長のあいさつ

○齊藤芳久議長 企業長より閉会のあいさつをお願いいたします。藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会におきましては、平成二十四年度の当初予算等重要案件につきまして慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決、ご承認をいただき、まことにありがとうございます。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言を今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思っておりますので、引き続きご

指導、ご協力をお願い申し上げます。

あした二月四日は、暦の上では立春ですが、まだまだ寒い日が続くと予想されております。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、水道事業並びに地方自治発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○齊藤芳久議長 本日は大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして散会いたします。